

●健康診査受診ポイント《300ポイント／年》

「市が指定する基本的な健康診査等」を受診し、受診証明（または内容が分かる領収書）を保健センター窓口に提示した場合に、300ポイントを付与します。提示の際は、活動量計参加者はお手持ちの活動量計を、アプリ参加者はスマートフォンをあわせてご持参ください。

下記に該当する検（健）診であれば、会社、または、個人で受診した証明のご提示でもポイントの対象となります。

※⑨～⑪の市で実施する集団検診については、受診当日にポイントが獲得できます。活動量計参加者は活動量計を、アプリ参加者はスマートフォンをご持参ください。

《令和7年度「市が指定する基本的な健康診査等」》

対象となる検（健）診等の名称		備考
市が指定する基本的な健康診査等	個別検診	
	①肺がん・結核・胸部疾患検診	
	②大腸がん検診	
	③子宮頸がん検診	
	④胃がん検診（内視鏡検診）	
	⑤胃がんリスク検診（ABCD 検診）	
	⑥肝炎ウイルス検診	
	⑦乳がん検診（マンモグラフィ）	
	⑧緑内障検診	
	集団検診	
	⑨胃がん検診（バリウム検査）	市報12月号に掲載いたします。
	⑩乳がん検診（マンモグラフィ）	市報8月号・10月号に掲載いたします。 ※第1期（7月）に受診された方も対象です。
	⑪前立腺がん検診（採血による検査）	市報9月号に掲載いたします。
	⑫個別歯科健康診査（妊婦／成人）	
	⑬特定保健指導 （ふじみんスッキリプログラム）参加	対象者には、市からご案内が届きます。
	⑭後期高齢者健康診査	
	⑮特定健康診査・健康診査	
	⑯人間ドック・脳ドック	

・令和7年4月1日～令和8年1月31日に受診した検（健）診等が対象となります。

提出期限：令和8年2月2日（月）

※申請がない場合、ポイントは付与されません。

※氏名・受診日・医療機関等のみ確認し、結果の内容については一切使用することはありません。